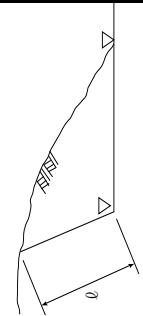
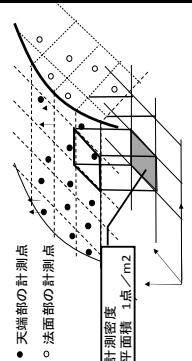
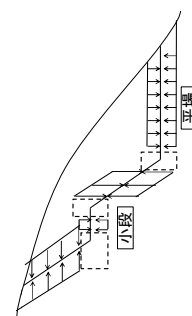
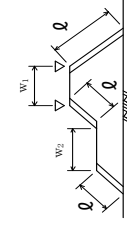
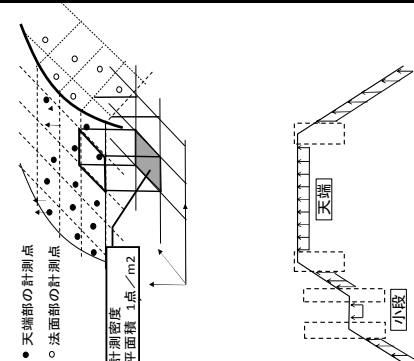


出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、「T Sを用いた出来形管理要領 (土工編)」 (平成24年3月29日付国官技第347号、国総公第85号) の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
						法長 l	-200			
							法長-4%			
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値			
					平場	標高較差	±50	±150		
					法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160		
										
								1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編)」, または「空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理を實施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を實施する場合に適用する。		
								2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。		
								3. 計測は平場面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面の標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。		
								4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。		
								5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

単位: mm

出来形管理基準及び規格値

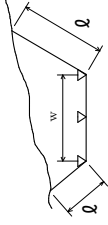
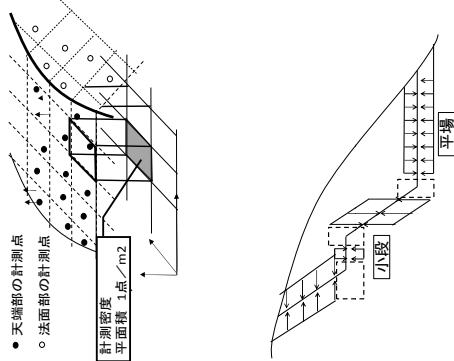
編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	3	3	1	盛土工		基準高 ∇	-50			施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「T S」を用いた出来形管理要領 (土工編) (平成24年3月29日付国官技第347号、国総公第85号) の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3
								法長 \emptyset	$\emptyset < 5m$	-100				
								幅 W_1, W_2	$\emptyset \geq 5m$	法長 -2%				
					2	盛土工 (面管理の場合)		天端	標高較差	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナ」を用いた出来形管理要領 (土工編) または「空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理要領 (土工編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他出来形管理に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 50mm$ が含まれている。 3. 計測は天端面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/ m^2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に $\pm 5cm$ 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4			盛土補強工 (補強土(テールアル メ)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4
							厚さ t	-50			
							控え長さ	設計値以上			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5			法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5
							幅				
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6			堤防天端工	厚さ t	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
							厚さ t	-50			
							幅 w	-100			

単位：mm

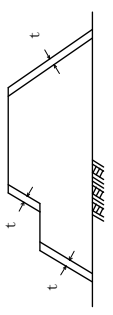
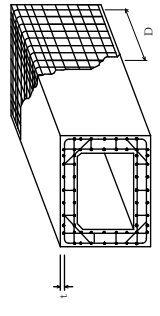
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	4	道路土工	2	掘削工		基準高▽	±50	±50		施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		1-2-4-2
									法長 ϕ	$\phi < 5m$	-200			
1	共通編	2	4	道路土工	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	±50	個々の計測値	±150	<p>ただし、「T S」を用いた出来形管理要領(土工編) (平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号) の規定による場合は、設計図書に測定する。基準高は掘削部の両端で測定。</p> <p>1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキヤナー」を用いた出来形管理要領(土工編)」、または「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
								平場	±70	±160	標高較差			±150
								法面(小段含む)	±70	±160	水平または標高較差			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	3	1	路体盛土工 路床盛土工		基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。「T S」を用いた出来形管理要領(土工編) (平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号) の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
							法長θ	-100			
							幅	法長-2% -100			
				2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)		個々の計測値	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキヤナー」を用いた出来形管理要領(土工編) , または「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編) に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する。適用する。		
							平均値	±50	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。		
							標高較差	±80	3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。		
							天端		4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。		
							法面(小段含む)		5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	4	5		法面整形工 (盛土部)		厚	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
								平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D : n本間の延長 n : 10本程度とする φ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4
1	共通編	3	7	4		組立て		かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上			